

ワンタイムパスワードサービス利用規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、城南〈個人向け〉インターネットバンキングサービスの利用に際し、ログインパスワードに加えて所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、城南〈個人向け〉インターネットバンキングサービスを契約のお客様に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能または装置が必要となります。当金庫では「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式を採用しており、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。

(1) ハードウェアトークン

当金庫がお客様に交付する生成装置（以下「トークン」といいます。）を利用する方式をいい、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式をいい、お客様はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

(1) ハードウェアトークン

本サービスを利用される場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。お客様からの申込後、当金庫にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン本体背面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」、お客様カード記載の「確認用パスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、前記の登録画面において入力された「シリアル番号」「ワンタイムパスワード」および「確認用パスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。

(2) ソフトウェアトークン

お客様は、本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「シ

リアル番号」および「ワンタイムパスワード」、お客様カード記載の「確認用パスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」および「確認用パスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合は、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

1. 本サービスの利用開始後は、城南<個人向け>インターネットバンキングサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID（利用者番号）およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様は契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID（利用者番号）、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。
2. 前項にかかわらず、「契約者ID（利用者番号）」、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前項の認証のほか、当金庫が確認用パスワードを確認し、当金庫が認識した確認用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限

1. ハードウェアトークン

- (1) トークンのワンタイムパスワードの利用期限は、トークンの電池切れ等により「ワンタイムパスワード」が表示されなくなるまでとします。なお、電池残量が一定量以下となると、トークンのボタン押下時に電池残量低下の表示をしますので、トークン再発行の申込みを行うか、お客様のご利用環境に応じ、ソフトウェアトークンへの切替を行ってください。ソフトウェアトークンへの切替は、ソフトウェアトークンで第3条の利用開始登録を行うことによるものとします。

利用できなくなったトークンはお客様の責任において破壊のうえ破棄してください。

- (2) 新しいトークンの到着後、お客様は第3条第2項の利用開始登録を行うものとします。

2. ソフトウェアトークン

- (1) アプリを利用した「ワンタイムパスワード」に利用期限はありません。
- (2) 前号に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末を、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなる場合には、事前にお客様自身で利用停止の処置を行ったうえで、お客様が責任を持って端末からアプリを完全に消去してください。これによってソフトウェアトークンは使用できなくなります。

なお、上記処置を行った後、本サービスの利用開始の希望がある場合、お客様は再度、本サービスを利用する新端末にアプリをダウンロードし、新たに第3条第2項の利用開始登録を行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. ハードウェアトークン

- (1) お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫にトークンの利用停止を届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。
- (2) 前号の場合、お客様は、当金庫所定の方法により再発行の依頼を行うことができます。当金庫がトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に送付します。
- (3) 新しいトークン到着後には、お客様は第3条第2項の利用開始登録を行うものとします。

2. ソフトウェアトークン

- (1) お客様は、ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫にソフトウェアトークンの利用停止を届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。
- (2) 前号によりアプリの利用停止を行った後、本サービスの利用開始の希望がある場合、お客様は再度、本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、第3条第2項の利用開始登録を行うものとします。

第7条 手数料

1. ハードウェアトークン

- (1) トークンの利用にあたっては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。
- (2) トークンの再発行にあたっては、当金庫所定のトークン再発行手数料をいただきます。
- (3) 当金庫は本サービスの利用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

2. ソフトウェアトークン

- (1) アプリの利用による手数料はかかりません。

第8条 免責事項等

1. トークンを第3条第2項により発行または第6条第1項により再発行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)が当該トークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

3. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードおよびトークンの利用停止を届け出るものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面あるいは当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出るものとします。
5. お客様の届出住所が不正確であるため、または、お客様が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、トークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、お客様は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。
6. トークンの故障、電池切れ等でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。
7. アプリの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
3. 前記1. 及び2. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

第10条 譲渡・質入等の禁止等

1. ハードウェアトークン

お客様は、トークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、トークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

2. ソフトウェアトークン

お客様はアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

アプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の適用

本契約に定めのない事項については、城南〈個人向け〉インターネットバンキングサービス利用規定、

各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店舗表示その他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める適用開始日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。

以 上